

が、問題はミサイルの種類である。

中国が開発しつつあるミサイルに関しては、核爆発実験とは違って情報集収が困難であり（唯一つの例外は「ミサイル核兵器の実験を成功のうちにおこなった」という正式発表のあった一九六六年一〇月の実験。）従って信頼性の高い情報は無い。しかしすでに一九六八年七月に盛んに報ぜられた所によれば、中共はICBMの開発を究極的指向していることは確かである。

◇英国「サンデー・テレグラフ」紙七月一四日付——中共はICBMのプロトタイプを完成、おそらく新疆ウイグル自治区タクラマカン砂漠北西部に設置するだろう。

◇香港「スター」紙七月一四日付——毛沢東の指示があればいつでもICBMの発射実験ができる態勢にある。

◇「ニューズウィーク」誌七月二二日号——IRBMを組合わせたICBMをインド洋に向け発射するため、上空を通過するアフガニスタンとパキスタンに了解を求めつつある。

これらの報道が行なわれてからすでに久しいが、中国はいまだICBMの本格的実験を行っていない。しかしいづれにせよ、それはやがて世界のジャーナリズムの前に全貌をあらわさざるをえない運命にある。なぜならば、「ニューズウィーク」誌の報道が示唆するごとく、広大な中国大陸といえども、一万キロメートル以上飛ぶICBMの実験を極秘裡に行なうことができるほど広くはなく、また安全のためには、当然米  
国ヤソ連が実行したように、外国にたいして正式に通告をし、実験海域を明示したりえで大洋に向って発射

「せざるをえないからである。可能な海域としてはインド洋と太平洋の二つがあるが、インド洋をえらぶ可能性が大きい。もし太平洋に向けて発射したならば、米国や日本に対する挑戦的性格が強くなるからである。（したがって、もし中国が大太平洋を選んだならば、それは中国の戦略的意図を判断するひとつの材料になるだろう。）」。

中国がICBMの開発を続けるであろうことは比較的確かなことではあるが、次の問題は、それをもって中国は何をなしとげようとしているか、ということである。

論理的に考えてみるならば、五つの可能性がある。

(一) 米国またはソ連、あるいは米ソ両国に対する核抑止力をもつ（もつとも中国北西部からモスコウまでの距離は五、〇〇〇キロメートル以下であるからICBMでなく、IRBMでとどく）。

(二) 究極的には(一)の目的達成をめざしながら、その間IRBMによって近隣地域（ソ連、日本、韓国、東南アジア、インド）にたいする核攻撃能力を確保し、これら地域における米国あるいはソ連の軍事的行動を制約する。

(三) ICBM以下多様なミサイルを装備し、一方において米ソの核攻撃を抑止しながら人民解放戦争を促進するために、近隣諸国に対する核恫喝能力を身につける。

(四) 核ミサイルに対して重要な戦略的機能を付与することを目的とせず、これをもっぱら民族的威信の高揚と中国人民および友好国人民の精神的鼓舞に利用する（もちろん、この効果は(一)・(三)の場合にも期待できる。）

之を無理やりに押し進めたための手段として核戦争を開始する能力を身につける。

### 三、中国の核戦略についての解釈

中国の核開発の意図についての五つの論理的可能性のうち、どれがもっともありえそうかを検討するといふことは、とりもなおさず、中国はその意図を果すためにどのような核戦略思想をもたなければならぬかという解釈の問題につながる。

いかなる国といえども、核兵器を軍事力として開発するならば、必然的に、それをどう使用するか（あるいはどう使用しないか）という戦略をもたなければならぬ。当然中国には核戦略問題の研究に従事している専門家が存在するに違いないが、その研究成果を我々はうかがい知ることができない。我々のできることは、毛沢東をはじめとする中国の指導者達が語った片語隻句や核実験に関する公式発表の文面の中から、あるいは一九六三年以降の中・ソ・イデオロギー論争中に発表された文書の中から、かろうじて核戦略思想（あるいは核戦争にたいする態度）の傾向の一端を推測しうるにすぎない。この問題に関する研究論文は日本内外で数多く発表されているのでここではふれないこととし、むしろ核兵器のもつ固有の機能の分析を通じて、中国が論理的に直面するであろう所の、核戦略上の諸問題を指摘してみたい。

### 四、核戦略問題の本質と中国

核兵器の発達の結果、核時代以前とくらべて軍事力の機能は質的な変貌をとげるにいたったが、そのよう

な変質をもたらした要素として

(一) 破壊力の飛躍的増大

(二) 意志決定から破壊効果が発揮されるまでの期間の時間的短縮（米国のミニットマンICBMの場合、発射に要する時間は約三〇秒、発射されてから目標に到達するまでに要する時間は約三〇分。中国がICBMを日本に向けて発射すれば、一二、三分で到達するといわれる。）。

(三) 到達力の飛躍的増大（現在米ソ両国が展開しているABMによって攻撃してくるICBMを撃破することはある程度可能になったが、その確率を増すためには多額の金と、多くの技術的な問題の克服が依然として必要である。）

これら三つの要素を合せもつ戦略核ミサイルの性能の向上によって、戦略核兵器の機能はいよいよ「抑止」機能に限定されざるをえなくなった。特に米ソ両国の間では、相手の報復を受けることなく戦略核ミサイルによって先制攻撃をかけ、相手を撃滅してしまふこと——つまり「第一撃」能力をもつこと——はできなくなつてしまつた。それは技術的に絶対不可能になつたということではなく、そのような戦争目的はまったく政治的意味をもたなくなつた、という意味である。

このような状態を、戦略的相互抑止（いわゆる核手詰り）の状態とよぶが、それは決して自動的に生れてきたものではなく、米ソ双方の側における戦略理論の精密化と、軍備管理的観点から自発的に行なわれてきた種々の努力の結果である。それはつまり、核兵器システムおよび指揮・管理システム全体の非脆弱化（敵の核攻撃に耐えて報復能力を温存するための種々の方式の開発——ミサイルの反応時間の短縮、基地の堅固

な勢力はこれからも続くであろうし、その過程においてすでに必然化されてきた米ソの平和共存が、さらに外交交渉を通じて制度化される方向をたどるものと考えられる。

このような過程を経て、核兵器の本質的機能が「抑止」にしかないとはいえない以上、認識されてきたし、また核兵器は戦争抑止機能を一応果たしてきたといえる。しかしながら、それは核保有国としての米ソ両国間と、その関係がもつとも直接的な影響力をもっているヨーロッパにおいてのみいえるのである。第二次大戦後のヨーロッパは過去四半世紀の間戦火を見ることなく過すことができたばかりでなく、最近では東西兩陣営間の政治的融和の可能性すら生れ始めている。

しかしながら、これまで核保有国同士の直接の対決がなかったアジアにおいては、朝鮮戦争やベトナム戦争のような大きな戦争が起った（つまり米国の核兵器はそのような戦争の勃発を抑止できなかった）ばかりでなく、ベトナム戦争の場合には、核の保有がかえって米国の軍事活動の自由を拘束する結果となっている。すでに中国が核保有国となった段階においては、米国は、中国の核使用の誘因となるような一切の軍事行動をさげなければならぬからである。

以上概略述べた核戦略関係の変化と軍事力の機能の変質の過程は主として米ソ間に見られたものであるが、核兵器が科学技術の産物として同じ原理に従って機能するものである以上、たとえ信奉するイデオロギーや国民性、その他の条件が異なっているとしても、中国の核兵器が中国の戦略家に対して同じ種類の問題を提起すると推測するのは妥当なことであろう。つまり、たとえ中国の核開発の主観的意図がどうであろうとも、

究極的には、中国は米國やソ連がこれまで直面してきた問題に直面し、それによって中国の軍事外交行動は徐々に大きな拘束を受けざるをえないものと考えられる。

以上のような観点に立って、再び中国の核開発の意図に関する五つの論理的な可能性について考えるならば、(一)および(二)の意図——対米対ソ戦略抑止——が最も妥当なものとなるのであるが、それ以外の可能性についてはどうであろうか。(三)の可能性はほとんどないと考えられるが、(四)のような単純国威宣揚目的の場合であっても実は中国は困難な問題に直面せざるをえない。つまり、主観的意図が何であれ、外部から見れば核兵器は核兵器としての機能をもつものであるから、中国はやはりこれらの核兵器を非挑発的なものとする努力を強いられることになる。もしも中国が、九全大会における林彪の政治報告に見られるように、「米ソはやがて中国を攻撃してくるだろう」と本当に信じているのならば、核兵器の非挑発化の努力は是非とも必要となる。さもなければ、一九六九年夏の中ソ国境紛争の際、西側の報道によって流されたように、ソ連が中国の核施設に対して先制攻撃をかける、という可能性が常に残るからである。

このようにして、中国は核兵器に対して純粋な抑止機能(つまり報復第二撃能力)を持たせざるをえないが、そのためには、米國やソ連の例でも判る通り多額の金が必要となってくる。国際政治の現実とは別として、少なくとも論理的には、わずかの脆弱な核能力を実戦化することによって核抑止力を構成することはできないのである。いわゆる最少限抑止(たゞたゞ発でも敵國の都市に到達してこれを破壊することができたら)は、十分抑止力となるという考え方は現実問題として機能するかも知れないが、それは極めて大きなカケである。

を考慮せざるも、もし中国の指導者がそのような考え方を受け入れるとするならば、平和共存への努力は必然化されることになる。他方もし、中国の経済発展が思わしくないならば、中国は場合によっては核開発の努力を中止せざるをえない破目に陥る可能性すらなしとしない。

次に(三)の中国が戦略的核抑止力と核恫喝能力および人民解放戦争遂行能力を同時に身につけようと望む可能性の問題であるが、少なくとも論理的結論は「不可能」である。

ベトナム戦争における米国の軍事的自己拘束の例から判る通り、核保有国同士は、戦略的核抑止の下で積極的に非核戦争を遂行することは困難である。北ベトナムと南ベトナム解放戦線の最大の利点は、自からは核兵器を所有せず、しかも核保有国たる中ソ兩國から物質的、精神的支援をうけながら戦かっているという所にあるのであって、中国が参戦するならば中国はそれと同じ利益を期待することはできない。核保有国としての自己拘束が動くからである。

従ってこれからの中国の積極的行動の範囲は、一般的に見て自から直接戦争に参加することなく人民解放戦争を側面から援助する、ということに限られる可能性が大きいのであって、核抑止戦略と人民解放戦略を積極的に両立させることはいよいよ困難になると思われる。自から直接戦争するのでなければ、近隣諸国に対する中国の影響力は、もっぱら政治的、経済的分野に限られるばかりでなく、それは当然近隣諸国内の客観的条件によって左右されるのであって、中国の意志によって左右されうる部分は減少する。つまり、その場合は、中国の核の脅威というものは意味を失なうのである。

以上の分析が正しいとするならば、日本の安全保障全般と、核政策のあり方の観点からみて一番問題となるのは、(一)の可能性に含まれる「核恫喝」の問題であり、それに関連した米国の「核の傘の信憑性の問題」であろう。

## 五、中国の核恫喝と米国の核の傘

中国が日本に核恫喝を加える可能性が生れる場合として、次のような仮想的状況を考えることが可能である。

つまり、朝鮮半島において北鮮のイニシアティブによつて再び大規模な武力紛争が発生し、韓国軍ならびに在韓米軍の奮戦にもかかわらず、米・韓両軍が劣勢になったとする。その場合、米国は、軍事的敗北をまぬがれるために、沖縄あるいは第七艦隊の空母から発進する航空機によつて戦術核兵器を北鮮軍に対して使用しようとするかもしれない。米軍による核攻撃が必至とみた中国は、北鮮軍の敗北を救うために、もし米軍が核兵器を使用するならば、米軍に基地の使用を許している日本に対して核攻撃を加えるという声明を發し、日本政府をして米政府に核の使用を思いとどませようとする、という状況である。あるいは、逆に北鮮軍が劣勢になった場合にも中国が日本に核恫喝を加える可能性を考慮することができるだろう。(このような状況が実際に発生したとするならば、日本には核戦争の脅怖のために内乱が起きるかもしれない位で、非常に困難な問題であるといえるだろう。)しかしながら、これは想像しうるもつとも極限的な状況であつて、そのような状況が実際に起きる確率は非常に小さいと考えられる。にもかかわらずこのような状況が起



る可能性がゼロであるとはいいきれない。そこで問題となるのは、核恫喝が加えられた場合、それを無視した場合には、直ちに日本は中国から核攻撃を受けるのかどうか、という問題である。

人間は常に誤算をし、脅怖のあまり理性を失なって発作的行動を起す可能性をもっている。もしそのような前提で核時代の安全保障の問題を考えるならば、すべての国は当然核武装をしなければならなくなる。この問題については後述することとして、ここでは核恫喝を無視した場合の論理的問題を分析してみたい。

中国の立場に立って考えた場合、核恫喝が成功し、米国の戦術核使用を阻止できればよいが、日本の無視によって不成功に終わった場合どうすればよいのか。つまり恫喝の目的が果せなかつたときに、実際に日本に核攻撃を加えれば、阻止の目的が果せるのかどうか、という問題である。結論的には、明らかに果せないといわざるをえない。そればかりか、対日核攻撃をした場合には、中国は自分自身に対して新しい重大な危機を作りだすことになる。つまり、米国の対中国本土報復核攻撃である。もし、その時中ソ関係が改善されな  
いままであれば、ソ連からの核攻撃すら覚悟しなければならぬ。中国の指導者が理性を失われない限り、  
米國とソ連の核報復力が圧倒的である限り、また、彼等が、米ソはいづれ中国に侵略すると信じている限り、  
対日核恫喝というものは中国に対してなんらの利益ももたらさない。核恫喝の論理と、核攻撃の論理はま  
ったく別箇のものであるからである。

それでは、戦争がすでに勃発したという想定でなく、中国がなんらかの政治目的の達成のために日本に対して核恫喝を加える可能性はどうか。これは前述の場合以上に可能性が少ない。なぜならば、朝鮮半島に戦争が起っている状態であるならば、米軍の核使用を阻止する、あるいは戦争の中国への波及を阻止

するといふ十分な理由を考へることができると、そのような直接の危機が存在しない場合には、核恫喝が有効に機能する確率は一層小さいからである。

中国は、非核の分野で行動を起そうとする場合でも、また核兵器を政治的に使用しようとする場合でも、常に米国の核報復力を考慮に入れていなければならぬ。それが核の傘の本質である。つまり、中国は、どのような行動をとろうとも、米国（あるいはソ連）は決して中国に対して核攻撃を加える可能性はない、という絶対的な自信をもつことができない限り、軽卒には行動を起せない、ということである。言葉をかえていふならば、核の傘の信憑性の問題——それは、とりもなおさず核抑止力の問題である——の本質は、二つの核保有国間の心理的相互作用の關係に還元されるのであつて、客觀的に見ればいわゆる核の傘をさしかけてもらつてゐる国（たとえば日本）が選択権をもちうる問題ではないのである。

しかしながら皮肉なことに、核の傘の信憑性の問題は、起源的には、傘をさしかけてもらつてゐる国の主觀の問題として発展してきた。

ヨーロッパでみられたように、ソ連の核能力の発達の結果、米国本土がソ連の核ミサイルの射程内に入つた時から、「ヨーロッパがある日突然ソ連の核攻撃を受けた場合、米国は自国の都市と市民の命をソ連の核攻撃の危険にさらしてまで、あえてソ連に報復核攻撃を加えるであらうか。しかもそれがすでに破壊されてしまつたヨーロッパにとっては何の救いにもならないというのに」という疑念が生れた。そのような疑念によつて大西洋条約機構（NATO）の結末がゆるみ、フランスはNATOの軍事機構から脱退し、独立核戦力を創設する理由を発見した。中国もまた同様の理由によつて単独核武装を決意したものと解釈できる。そ

Page 15 missing

## Ⅱ 日本の直面する核戦略上の諸問題

前章でのべたような、朝鮮半島をめぐる仮想的状況で考えられる中国の対日核恫喝は仲々困難な問題を含んでいる。論理のうえでは無視しうる核恫喝も、現実的にそれに直面した場合に、果して無視することができらるだろうか。それは日本の政治指導者にとつての深刻なジレンマである。しかし他方において、核恫喝の可能性があるために日本も核武装を考慮しなければならぬとする場合、問題となるのは、日本は核武装することによつて有効な抑止力を構成しうるか、ということを考えて見なければならぬ。

### 一、核抑止力の問題

抑止力の機能の本質に関するもつとも困難な問題は、それが特殊な心理作用であるために、その実効性を論理的に証明することができない、という点にある。現米大統領特別補佐官ヘンリー・キッシンジャー博士は、そのことを次のように説明している。

「抑止力の効果は、実際には、起らない、ことによつて、消極的な方法で試される。しかし、何かが、なぜ、起らないかを立証することは絶対に不可能である」と。

そのような問題に対して人間がとりうる態度は究極的には二つしかない。それを信じるか、あるいはその不確定性を本質的な欠陥とみなして反対するか、のどちらかである。日本が核武装した場合に、それは結果

的に抑止効果を発揮することになるかもしれない。しかし、抑止機能の本質的問題を認識するならば、当然、抑止機能が少しでも向上すると思われる方向に向って努力しなければならぬ。その方向とは、米國ヤソ連がこれまでにやってきたように、非脆弱な報復能力をもつべく努力することである。これとても絶対性を保証することにはならないが、論理的に確かにいえることは、中途半端な核武装（核攻撃に対して脆弱な核武装）は、その保有者に、破壊されない前に使ってしまうという気持を起させ、そのためにかえって先制攻撃を招きやすい挑発性をもつからである。

したがって、日本が中途半端な核武装を行なうならば、抑止に失敗して中国の核攻撃をうけるかもしれないということをも十分考慮に入れておく必要がある。

さらに、フランスの陸軍参謀総長であった故アイユレ將軍が一九六七年に発表した「全方位戦略」の考え方が如実に示す如く、純軍事戦略の立場から考えるならば、一端核武装を開始した国は、単に特定の一国に対する戦略抑止を考えるだけでは十分でなく、結局全ての核保有国を潜在的敵対者と考えて、それらすべての国に対する戦略抑止能力を持たねばならぬという考え方に行きつく。つまり核武装というものは、理論的にいって上限を設定することが困難な性質をもっているのである。

## 二、日本の脆弱性

日本にとって大きな問題となるのは、日本は核攻撃に対してきわめて脆弱な体質をもっていることである。

狭小な国土に一億の人間が住む日本の人口密度は、中国の場合の三・六倍に達する。総人口の五〇・一%が、総面積の一八・九%を占めるにすぎない東海道メガロポリスに集中し（一九六八年一〇現在）主要産業施設もやはりその地域に集中している現状にあつては、たつた一発の水爆の爆発をも許容することはできないのである。

### 三、純防衛的核武装の可能性

日本の核武装に関する論議の中に、純防衛的性格の核武装ならば憲法九条のもとでもつことができ、という意見がある。法律的にはあるいはそうかもしれない。しかし問題は、それが技術的に可能であり戦略的に意味があるか、ということであろう。

すでにのべた通り、米国の場合でもA B Mの展開は技術的、戦略的、財政的に大きな問題を提起しているが、日本がA B Mを展開しようとするれば一層大きな困難が待ちうけているだろう。

(一) 米国ですらも、最初の原爆実験から二五年経過し、ミサイル技術やレーダー技術についての長い経験を通じて、なお一〇〇%信頼できるA B Mシステムを開発することに成功していない。

(二) A B Mは一見、純防衛的に見えるけれども、本質的には核報復能力（攻撃能力）を防護するといふ意味において、攻撃的、性格をもっている。抑止、と、防衛、とは質的に異なつた機能であつて、攻撃用核ミサイルが存在しないA B Mだけの核武装は抑止力とはならない。つまりA B Mは核攻撃による被害を多少なりとも減ずる役割を与えられているのであつて、核攻撃を阻止する機能はないのである。

(三) A B Mだけで核武装する場合には、自国の上空での核爆発・死の灰の降下を予期しなければならず、それには大規模な民防施設の構築が必要となる。

(四) A B Mを開発しうる技術能力があれば攻撃用ミサイルの開発は容易であり、攻撃用ミサイルには抑止力を期待できる。

(五) 日本は地理的にみて中国に近接しているためA B Mの効果は期待できない。中国から射程約二、〇〇〇キロ程度のI R B Mで東京を攻撃すると仮定し、米国の・ズバルタン・ミサイルで迎撃しようとしても、弾着時間が極度に短い(約一二分)ために、計算上レーダーで捕捉して弾着以前に撃破することはほとんど不可能である。

(六) レーダー技術・ミサイル技術が大幅に進歩すれば理論上可能としても、日本にそれを期待することはほぼ不可能である。

以上のように考えれば、A B Mの採用はまづ夢であるといつてさしつかえない。

## Ⅲ 核武装と外交・政治問題

### 一、ひとつの先例——フランスの単独核武装

日本の核武装が直面する問題を考えるにあたって、ひとつの先例として考えてみるに価するのはフランスの核武装であろう。

ド・ゴール前大統領がフランスの核武装を決意したとき、その決定を戦略的に裏づけたのは、米国の核の傘の信憑性の低下を指摘し、独特の核戦略論を展開したピエール・ガロア將軍であった。

現在フランスの核戦力は、ミラージュⅣA型戦略爆撃機四〇機（八〇キロトン原爆を搭載する）、脆弱なIRBM二七基（これらミサイルの非脆弱化のために現在地下コンクリート・サイロ格納庫を建設中）、および一九七五年までに実戦配備を完了する予定の核ミサイル発射原子力潜水艦四隻、をもつて構成されることになっている。

フランスの核戦力は、米ソ両国に比べればきわめて限定されたものであるにすぎない。しかし、脆弱な核戦力をもつ前述の危険性にもかかわらず、実際問題として、フランスの安全保障が核戦力建設の過程で低下したということはない。ヨーロッパ全体の問題としてみるならば、その間むしろ東西間の緊張は減少する方向に向ってきた、といえるだろう。しかし、核武装によってフランスの安全保障が高まったかどうかという



ことは客観的に証明することはできないのであり、フランスの核武装の意味を評価するためにはさらに多角的な考察が必要である。

(一) フランスは、米国および他の西欧諸国とともにNATOを組織し、ソ連を中核とするワルシャワ条約機構諸国と冷戦的に対峙していたが、戦略的にみた場合、フランスはNATOの後衛的地位にあった。他の西欧諸国、特に西ドイツが攻撃を受けない時に、フランスだけが攻撃の対象となるような状況は存在しなかった。つまり、フランスの安全度は西ドイツに比べて高かったといえる。そのフランスが核武装を決意し、NATOから軍事的に脱退したのに反して、西ドイツが依然として米国の核の傘に依存せざるをえないということは、逆に見れば、フランスは脆弱な核武装をもつてもよい何らかの条件をそなえていた、といえるだろう。

(二) フランスの主観的立場（米国の核抑止力不信）にも拘わらず、米国の対ソ戦略核抑止は有効に（結果的に見て）作用してきたとみるべきであり、フランスは独立核戦力をもつことにより、実は米国の大きな核の傘の庇護の下で、自国の上に小さな核の傘をひろげたい、といえる。ソ連の目で見れば、合には、米国の核の傘は西欧全体にひろがっており、フランスの上空だけ穴があいているようには見えないのである。

(三) 現在フランスにおける核戦略問題の第一人者であるアンドレ・ポーフル將軍の「多角的核抑止理論」によれば、米ソ以外の第三国が核武装する意味は、核の傘をひろげている核大国を、その意志に反してでも核戦争に捲きこんでしまいうような仕組みを作ることによって、核大国の核抑止力の信憑性を高める、

というところにある。しかしながら、これはまさに核大国のきらうところであって、核拡散防止条約の意図の核心はここにある。

四 このように、フランスの核武装が米仏外交関係を緊張させる要因を含んでいたにもかかわらず、ド・ゴール將軍が核武装を決意したのは、ひとつには、長期的な見通しとして、ヨーロッパにおいては核の使用を含む軍事侵略の可能性が減少していくという見通しをもっていたためと解釈できる。

五 ド・ゴール將軍は、そのような見通しをもっていたからこそ、米国に対する反抗の姿勢をとりながら、ソ連をはじめとして東欧諸国との間の緊張を緩和するため、自から積極的に東側との和解放外交に乗り出すことができたし、また、乗り出す必要もあつた。

六 同時に、ド・ゴール將軍は米国の対仏感情の悪化が許容幅を起えて進むことがないような外交的考慮も払っていた。ケネディー大統領の暗殺に際して、いちはやくワシントンにかけつけたのは他ならぬド・ゴール大統領だったからである。

以上の分析が正しいとするならば、フランスの核武装は軍事戦略的考慮にもとづいていたというよりも、むしろ政治的な意図、つまり、フランスをアメリカの政治的影響力から解放し、ヨーロッパにおけるフランスの指導的立場を再確立するための「意志と力」の象徴であつたと考えられる。

それでは、ド・ゴール將軍のこの象徴的行動は結果的にみて成功であつたろうか。その判断は仲々むづかしいが、客観的に見て真の成功であつたとは考えられない。その理由は次の通りである。

一、フランスの西欧における指導力が一時的に高まつたことはたしかであるが、それが核武装の結果である

ったのか、あるいはド・ゴール將軍自身の指導力の結果であつたのかを、一義的に判断することはできない。

(二) ド・ゴール將軍は、その強い指導力を發揮した結果、自分の意図に反してフランス国内の政治的、経済的、社会的不安を醸成する結果となり、大統領の地位を放棄せざるをえなくなった。その結果、フランスの国家的威信は低下したのである。

(三) このフランスの地位の変化にたいして核武装がどれほどの関連性をもっているかはわからないが、すでにド・ゴール政権の末期において、フランスの核開発計画は遅れを見せ始めていたのであり、核平和利用の分野でフランスはついに独自の発電炉の開発を中止し、米国のGEから発電炉を輸入する計画に切りかえざるをえなくなったのである。

## 二、日本の核武装と外交問題

前節で検討したフランスの核武装が提起した問題は、日本が核武装を考えるにあたって十分に考慮する必要がある。ド・ゴール將軍はすでにのべた通り、核武装を政治目的に利用して半ば成功し、半ば失敗したが、日本は果して失敗をさけることができるだろうか。

フランスが存在するヨーロッパと、日本が存在するアジアとを比較するならば、そこには大きな相違点がある。

(一) ヨーロッパの冷戦構造は、NATO対ワルシャワ条約機構の対立であり、NATOは文化的、歴史の

社会的、政治的、経済的に、等質性の高い国家群から成っていたのに対し、アジアの冷戦構造はそのような一元的対立構造をもたず、西側諸国はヨーロッパ的な利益共同社会を構成していない。フランスに於ける核脅威の源泉はソ連であったが、日本に於ける核脅威の源泉はソ連と中国二国である。

□ 核戦略の観点からみて、ヨーロッパの状況は核抑止力が有効に作用する条件を多くそなえていた（そのために東西緊張緩和が可能になった）が、アジアでは米国の核抑止力も朝鮮とベトナムでの戦争を阻止できなかった。アジアの安全保障の問題は、核兵力によって解決できないばかりでなく、核兵力の保有がむしろ行動の自由を拘束する傾向がある。

以上の二点だけからも、アジアにおける戦略問題はヨーロッパより一層複雑であることがわかるが、さらに米仏関係と米日関係は、歴史的にも文化的にも質的に違ったものをもっている。従って、フランスにとって可能であり、また許容されたことが、日本にもって可能であり許容されるとは限らない。フランスが成功しなかったことを、日本ならうまくやれるという条件はまったくといってよいほど存在しない、といえるだろう。

ヨーロッパには、フランスの核武装が米国のいらだたせたということがあっても、他のNATO諸国をして脅威と感ぜしめたことはない。しかし日本が核武装したならば、事情はまったく違うだろう。日本の場合は単に中国に一層の警戒心を抱かしめるばかりでなく、ソ連や米国の対日猜疑心を高める結果になることは疑いのないところである。

核抑止力の効果を高めるためには不断の努力が必要であることはすでに述べたが、相互抑止が安定的なも

のであるためには、危機状況において敵対者間に意志疎通のチャンネルが確立していることが不可欠の要件となつてゐることは、一九六二年のキューバ事件の後で米ソ両国間にいわゆる「ホット・ライン」が引かれた事実からもわかる。しかるに、日本と、その一番大きな核脅威の源泉である中国との間には外交関係すらなく、法的には依然として「戦争状態」が続いてゐるのである。また沖縄をめぐる日米間の問題は完全に解決されたとはいえず、日ソ間の北方領土問題は解決のめどさえついていない。冷戦の激しかった間でさえ米ソの外交関係が断られたことはなく、米ソ間には直接の領土問題など存在しなかつたことを考えるならば、いかに日本をめぐる外交的条件が悪いかが判るのである。そのような条件のもとで、日本が核武装にのりだすならば、日本の外交的孤立化は必然となり、アイユレ將軍の「全方位戦略」理論を借りるまでもなく日本の核武装は、上限のない階段を登り続けなければならなくなるだろう。

### 三、国内核武装が政治に与える影響

キッシンジャー博士は、さきに引用した抑止力の本質についての見解に続いて、次のようにのべている。

「（抑止力の効果は消極的にしか立証できないために）国防政策の必要を信ずる人々の間でも激しい論争が起るのは避けられず、しかもその結論は出しようがない。さらに、平和が長く保たれば保たれるほど——つまり抑止力の効果があればあるほど、ともいえるが——国防政策の前提そのものに反対する人々に、反論の材料を提供することになる。敵にはもともと攻撃するつもりなどなかつたのだから、軍備など整える必要はなかつたのではないか、などと近代国家においては国家の安全保障問題が、国論を激しく分裂させる問

題となりうる」と。

キッシンジャー博士の指摘するところは、まさに過去二〇年近く日本の政治状況が示してきたところであった。日本には憲法九条があり、非核三原則があり、核兵器が存在しなかつたにもかかわらず、政治世論の分裂は激しかった。

過去一、二年における多くの世論調査の結果は、日本人の「核アレルギー」にもかかわらず、核武装賛成論者の数は増加していることを示している（一五〇二五票）これからもこの傾向が続くかどうかは判らないが、戦後日本の世論分裂の伝統から考えるならば、核武装賛成論者（彼等の多くは、低学歴者ないし老人であり核戦略の問題をほとんど理解しない単純なナショナリズムであるように思われる）の増加は、必ずや核武装反対論者の政治行動を尖鋭化させ、国内的政治不安を高める結果となるだろう。

このような分析が正しいとするならば、核武装の決定が事態を一層悪化させるであろうことは想像に難くない。

## 結 論

たとえ核武装の決定が日本の政治的安定をゆるがす可能性をもっていたとしても、中国の核の脅威が現実のものであり、日本の安全保障は核武装によって高まるという保障があるとすれば、それはひとつの政治的選択として考慮する価値がある。

しかしながら、これまでの分析を通じて日本の安全保障が核武装によって高まるという結論は出てこない。現実の問題として考える場合に、中国は核兵器の開発において一〇年以上のリード・タイムをもっている。日本の躍進する経済力、技術力をもってすれば、あるいはどのリード・タイムをゼロにすることができてもじれない。しかし、リード・タイムを一挙にゼロとするとは不可能であるばかりでなく、日本の脆弱性、アジアの特殊状況などの観点から見ても、核抑止力の有効性を保障しようと思えば、一挙に中国の核能力にまさる第二撃能力をもたなければならぬことになる。それはまったく不可能である。外交的環境があまりよくない所で、脆弱な核兵器体系を徐々に時間をかけて非脆弱なものに改良していくとすれば、その期間における日本の安全保障の低下はまぬかれないだろう。

たとえ核武装によって安全保障が高まると仮定しても、日本はすでに部分核停条約に加盟しているところから、核弾頭の開発はすべて地下実験によらねばならないことになる。この狭小な国土で地下実験を行ないうる可能性はないやもし条約を破棄するとすれば、これほど大きな国際緊張の激化要因はなからう。

日本で現在開発中のロケットを軍用に転用することは、技術的問題さえ克服できればあながち不可能ではないが、核弾頭だけは、外国からもらいうける以外に方法はない。しかし、核拡散防止条約成立の過程から考えれば、その可能性はほとんどないといつてよい。

つまり日本は、技術的、戦略的、外交的、政治的拘束によって、核兵器をもつことはできないのであるが、そのことは日本の安全保障にとって決してマイナスとはならないだろう。核保有国となることによって、たとえ国威を宣揚し、ナショナリズムを満足させることができたとしても、その効果は決して長続きすることはできないばかりでなく、かえって新しい、より困難な拘束条件を作りだしてしまふからである。核兵器の所有が大国の条件であると考えうる時代はすでに去った。核時代における新しい大国としての日本は、国家の安全保障の問題を伝統的な戦略観念からではなく、全く新しい観点から多角的に解決して行かねばならぬよう運命づけられているのである。